

改訂版

# 学校図書館 基本資料集

見本

野口 武悟 編  
全国学校図書館協議会 監修

## 『学校図書館基本資料集 改訂版』の刊行にあたって

このたび、公益社団法人全国学校図書館協議会(全国SLA)より拙編『学校図書館基本資料集 改訂版』を刊行する。初版の刊行からはまだ2年しか経過していないが、この2年の間に学校図書館に関わる新たな法律の制定なども相次ぎ、掲載すべき資料の追加などの見直しを行うこととなった。

改訂にあたって新たに追加した主な資料を紹介したい。1つは、2019(令和元)年6月に制定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)とそれに基づき2020(令和2)年7月に策定された国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(読書バリアフリー基本計画)である。すでに2016(平成28)年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、学校全体として障害のある児童生徒への合理的配慮の提供とそのための基礎的環境整備に取り組んできたところではある。今回の読書バリアフリー法と読書バリアフリー基本計画を受けて、より一層の対応が学校種を問わずすべての学校図書館に求められることになる。

2つには、読書バリアフリー法と同じく2019(令和元)年6月に制定された「学校教育の情報化の推進に関する法律」である。学校の情報センターとしての機能を果たす学校図書館とも深く関わる法律である。学校図書館においても情報化を一層推進し、情報センターとしてのさらなる機能強化を図っていく必要がある。

3つには、全国SLAが2019(平成31)年1月に制定した「学校図書館に関する職務分担表」である。文部科学省の「学校図書館ガイドライン」(2016年11月通知)において校長が学校図書館の館長としての役割も担うと明示されたことを受けて、この分担表では校長も明確に位置づけられている。

これら新たに追加した資料のほかにも、初版に掲載されている資料の改正などに伴い、その内容を差替えたり、更新したものもある。主なものを挙げると、「著作権法」、「特別支援学校学習指導要領」(高等部の部分)、「情報資源を活用する学びの指導体系表」などである。このうち、「情報資源を活用する学びの指導体系表」は2019(平成31)年1月に全国SLAが制定したものであるが、これは2004(平成16)年4月に制定した「情報・メディアを活用する学び方の指導体系表」を全面的に改めたものである。

なお、掲載資料は、2020(令和2)年8月現在の内容である。掲載資料のなかには、全国SLA制定の「学校図書館メディア基準」など、今後改正が予定されているものもある。学校図書館に関する各種最新動向は、全国SLAのウェブサイト(<https://www.j-sla.or.jp>)に詳しいので、本書とあわせて適宜参照していただきたい。

本書が、司書教諭や学校司書を目指す学生のみなさんの学修と、学校図書館や教育行政などの現場で実践するみなさんの実務の一助となるとすれば、编者として幸甚である。

2020年12月

専修大学文学部  
教授 野口 武悟

見本

## 『学校図書館基本資料集』の刊行にあたって

公益社団法人全国学校図書館協議会では、これまで7回の改訂を重ねながら『学校図書館・司書教諭講習資料』を編集・刊行してきた。『学校図書館・司書教諭講習資料』は、学校図書館に関わる基本資料集として、主に大学における司書教諭の養成科目や夏季の司書教諭講習において活用されてきた。同時に、司書教諭や学校司書などの教職員による学校図書館実務、教育委員会の行政事務などの現場でも活用されてきた。実は、初版の刊行時(1999年5月)から、「司書教諭講習の際の有力な資料を提供すること」だけでなく、「学校図書館でその経営を掌る司書教諭や担当者が活動を展開する際にも有力な参考資料となるよう編集」(「刊行によせて」)しており、編集・刊行の意図と活用の実態はうまく対応してきたといえる。

しかし、2017(平成29)年度からは、大学において学校司書の養成が開始された。学校司書の養成科目も含めた今後の幅広い活用を想定したとき、これまでの『学校図書館・司書教諭講習資料』という書名では十分にカバーしきれないのも事実である。

そこで、今回、旧版の『学校図書館・司書教諭講習資料』(第7版)を改訂するにあたり、司書教諭と学校司書の養成から現場の実務までの幅広い活用を意識して、『学校図書館基本資料集』と改題することとした。

もちろん、改訂するうえで何よりも重要なのは、掲載する資料の見直しである。旧版が刊行された2012(平成24)年4月以降、学校図書館に関しては実に大きな動きがいくつもあり、新たな法令や通知、計画などが相次いで出されている。主なものを挙げると、学校司書を法制化した「学校図書館法」の改正(2014年6月、施行は2015年4月)、大学における学校司書の養成科目を示した「学校司書のモデルカリキュラ

ム」の通知(2016年11月)、学校図書館の運営上の重要な事項についての望ましいあり方を示した「学校図書館ガイドライン」の通知(2016年11月)、学校図書館を活用して「主体的・対話的で深い学び」(いわゆるアクティブ・ラーニングの視点)の実現に向けた授業改善に生かすことなどを明示した各校種の新しい「学習指導要領」の公示(小学校と中学校は2017年3月、特別支援学校小学部・中学部は2017年4月、高等学校は2018年3月)、発達段階ごとの効果的な取り組みの推進などを新たに盛り込んだ「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(第四次)の閣議決定(2018年4月)などである。『学校図書館基本資料集』では、これら新たな資料をもれなく収めるとともに、旧版掲載資料のうち現状にそぐわなくなったものを除いた(なお、掲載資料は2018年5月現在の内容である)。また、読者の利用のしやすさを考慮して、「法規・基準」「役割・機能」「職員」「施設・設備」「メディア」「メディアの組織化」「教育活動」などのカテゴリーに分けて資料を掲載した。さらに、判型を大きくした点も旧版との大きな違いである。

『学校図書館基本資料集』が、これから司書教諭や学校司書を目指す学生の学修にも、学校図書館や教育行政などの現場における日々の実務にも資することができるのであれば、编者として幸甚である。

2018年7月

専修大学文学部  
教授 野口 武悟

## 『学校図書館基本資料集』の刊行によせて

第二次世界大戦後まもない、1948年12月に当時の文部省は『学校図書館の手引』を編纂した。この手引には、学校図書館を活用して子どもたちが主体的に学ぶための方策などが数多く示されていて、当時の担当者が全国各地で伝達講習会を行った記録が残っている。これが契機となって学校図書館を活用した教育が芽生え、全国各地に広がっていった。それから70年を経た、2018年3月に高等学校学習指導要領が公示され、前年に公示された小・中学校の学習指導要領とともに新しい学びの骨格が整った。

これに先立つ2016年12月21日に中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」が公表された。そこには「知識基盤社会」「21世紀型能力」「アクティブ・ラーニングの視点」などのキーワードとともに、自ら資料を調べ、その課題を追究し、結果をまとめていく能力が明記されている。また、著者の考えや情報を読み解きながら自分の考えを形成する能動的な読書(インタラクティブ・リーディング)の重要性も指摘されている。このように、読書や課題解決の過程で学校図書館を活用した授業の有効性が示された。

今回の改訂では、従来の学習指導要領が目指した「何を学ぶか」に加えて、「どのように学ぶのか」「何ができるようになるか」といった視点が求められている。グローバル化が進む中で、これからは知識の量だけでなく、知識を活用する力や知識を生かして物事を解決する力が問われる時代と言われている。こうした「主体的・対話的で深い学び」(いわゆるアクティブ・ラーニングの視点)を授業改善に生かすには、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」機能を活用した授業が望ま

れている。

こうした教育改革に対応するために、本書は学校図書館に関わる「法規・基準」「役割・機能」「職員」「施設・設備」「メディア」「メディアの組織化」「教育活動」などを網羅的に収集した基本資料集として企画されたものである。大学での授業はもとより、学校図書館の経営を掌る司書教諭や運営の要としての学校司書が日々の活動を実践する際にも有力な参考資料となるよう編集されている。学校図書館に関わる多くの人に活用してもらうことを強く願うものである。

2018年7月

公益社団法人全国学校図書館協議会

理事長 設楽 敬一

見本

# 目次

『学校図書館基本資料集 改訂版』の刊行にあたって	2	学校教育法(抄)	47
『学校図書館基本資料集』の刊行にあたって	4	学校教育法施行規則(抄)	53
『学校図書館基本資料集』の刊行によせて	6	図書館法(抄)	54
<b>《法規・基準》</b>		子どもの読書活動の推進に関する法律	57
学校図書館法	10	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について(通知)	59
学校図書館法の一部を改正する法律の公布について(通知)	13	子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第4次)(抄)	61
学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令	15	文字・活字文化振興法	74
特別支援学校制度の創設に伴う「学校図書館図書標準」の改正について(通知)	16	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(抄)	76
学校図書館司書教諭講習規程	18	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(抄)	79
司書教諭講習修了証書交付者数および司書教諭の発令について(通達)	20	学校教育の情報化の推進に関する法律(抄)	84
(参考例)埼玉県公立小中学校管理規則(抄)	22	児童の権利に関する条約(抄)	87
「学校司書のモデルカリキュラム」について(通知)	23	<b>《学校図書館の役割・機能》</b>	
教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う「学校司書のモデルカリキュラム」の改正について(通知)	27	学校図書館憲章	91
学校図書館の整備充実について(通知)別添「学校図書館ガイドライン」	29	ユネスコ・国際図書館連盟共同学校図書館宣言	93
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(抄)	35	これからの学校図書館の整備充実について(報告)(抄)	95
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(抄)	37	これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)(抄)	98
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正等について(通知)(抄)	38	教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～(抄)	101
著作権法(抄)	40	教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生～(抄)	102
教育基本法	44	人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために(報告)(抄)	104
		これからの時代に求められる国語力について(抄)	106

幼稚園教育要領(抄)	111	図書の流過程	180
小学校学習指導要領(抄)	112	平均蔵書冊数および一人あたり平均蔵書冊数の推移	181
中学校学習指導要領(抄)	117	1校あたりの図書購入費の推移	182
高等学校学習指導要領(抄)	121	<b>《学校図書館メディアの組織化》</b>	
特別支援学校学習指導要領(抄)	126	日本十進分類法第3次区分表(要目表)	183
学校図書館評価基準	128	日本十進分類法適用表(芦谷清 案)	193
<b>《学校図書館の職員》</b>		一般分類規程	196
司書教諭, 学校図書館事務職員の職務(抄)	135	CDの分類表(案)	199
これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)(抄)	137	中学・高校件名標目表第3版(部分)	202
学校図書館に関する職務分担表	143	目録の種類	204
<b>《学校図書館の施設・設備》</b>		目録記入の例	208
小学校施設整備指針(抄)	146	コンピュータ目録の現状についてのデータ	211
中学校施設整備指針(抄)	147	メディアの受入と装備	212
高等学校施設整備指針(抄)	148	情報ファイル(ファイル資料)	215
特別支援学校施設整備指針(抄)	150	小学校ファイル件名標目表(部分)	217
全国学校図書館協議会学校図書館施設基準	152	<b>《学校図書館の教育活動》</b>	
夢のある理想的な学校図書館施設の試案	156	情報資源を活用する学びの指導体系表	218
<b>《学校図書館のメディア》</b>		読書指導アピール	220
学校図書館メディア基準	159	5月1か月間の1人あたりの平均読書冊数	221
全国学校図書館協議会図書選定基準	165	過去31回分の不読者(0冊回答者)の推移	222
全国学校図書館協議会絵本選定基準	170	<b>《参考》</b>	
全国学校図書館協議会コンピュータ・ソフトウェア選定基準	171	学校図書館司書教諭講習講義指針	223
全国学校図書館協議会ホームページ評価基準	173	「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針	226
学校図書館図書廃棄規程	175	索引	231
図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン	177		